

## 荷待ち時間等の実態調査の実施について

全ト協

平成 29 年 7 月 1 日から、車両総重量 8 トン以上又は最大積載 5 トン以上のトラックに乗務にした場合に、荷主の都合による荷待ち時間が発生した場合には必要な事項を記録することが義務付けとなっていることを踏まえ、国土交通省より、荷待ち時間等の調査を昨年と同様に 3,000 者を対象に行うこととなりました。

調査票は近々に発送されますので、調査票をお受け取りになられた事業者の方は、ご協力いただきますよう、お願いいたします

### ○調査の目的

トラック事業者の荷待ち時間の実態や荷主の業態別による荷待ち時間の発生状況を把握し、今後のトラック事業における取引慣行の改善や労働時間短縮のための対策検討の向けたデータを収集するとともに、関係荷主団体等への啓発活動に活用することを目的とする

### ○荷待ち時間記録データ収集項目

- ・ 荷積み・荷卸しの別
- ・ 荷待ち発生場所：積み降ろしの都道府県名、市区町村の最初まで
- ・ 荷待ち発生場所の種別：荷待ち時間が生じた、場所の種別
- ・ 荷待ち発生場所の名称：発生場所の具体的な名称（可能な範囲で）
- ・ 荷待ち時間：当該集貨地点等で生じた荷待ちによる待機時間
- ・ 輸送品目の種別
- ・ 輸送品目の品名
- ・ 輸送温度：輸送時の管理温度
- ・ 待機時間料収受：荷待ち時間の待機時間料収受の有無を記載